

令和7年第1回大玉村議会定例会会議録

第4日 令和7年3月7日（金曜日）

1. 応招（出席）議員は次のとおりである。

1 番 舘 下 憲 一	2 番 渡 邊 初 治	3 番 菅 原 貴 子
4 番 渡 邊 啓 子	5 番 斎 藤 信 一	6 番 松 本 昇
7 番 本 多 保 夫	8 番 佐 原 佐百合	9 番 鈴 木 康 広
10 番 須 藤 軍 蔵	11 番 武 田 悦 子	12 番 押 山 義 則

2. 不応招（欠席）議員は次のとおりである。

な し

3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席を求めた職員。

村 長 押 山 利 一	副 村 長 武 田 正 男
教 育 長 渡 辺 敏 弘	総 務 部 長 兼 総 務 課 長 押 山 正 弘
住民福祉部長 作 田 純 一	産業建設部長 菅 野 昭 裕
政策推進課長 鈴 木 真 一	税 務 課 長 菊 地 健
住民生活課長 後 藤 隆	健康福祉課長 安 田 春 好
産 業 課 長 藤 田 良 男	建 設 課 長 杉 原 仁
環境保全課長 伊 藤 寿 夫	会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長 菊 地 美 和
教育総務課長 橋 本 哲 夫	生涯学習課長 渡 辺 雅 彦
農 業 委 員 会 長 神 野 藤 浩 和	

4. 本会議案件は次のとおりである。

一般質問

議案審議

質疑・討論・表決

議案第 1 号 令和6年度大玉村一般会計補正予算の専決処分の承認を求めることについて（1月専決）

議案第 2 号 大玉村企業版ふるさと納税基金条例の制定について

議案第 3 号 大玉村水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定について

議案第 4 号 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例を廃止する条例について

議案第 5 号 大玉村一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 6 号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する

条例について

- 議案第 7 号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 8 号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 9 号 村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 10 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 11 号 大玉村企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 12 号 英語指導を行う外国青年の報酬等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 13 号 大玉村部設置条例の一部を改正する条例について
- 議案第 14 号 大玉村情報公開等審査会条例の一部を改正する条例について
- 議案第 15 号 大玉村青少年問題協議会設置条例の一部を改正する条例について
- 議案第 16 号 大玉村子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例について
- 議案第 17 号 大玉村健康づくり推進協議会設置条例の一部を改正する条例について
- 議案第 18 号 大玉村上下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 19 号 大玉村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 20 号 大玉村議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 21 号 大玉村個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例について
- 議案第 22 号 大玉村行政不服審査会条例の一部を改正する条例について
- 議案第 23 号 大玉村議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 24 号 大玉村ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 25 号 大玉村消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 26 号 大玉村水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- 議案第 27 号 アットホームおおたま及びあだたらの里おおたま観光レクリエーション施設における指定管理者の指定について

追加議案審議

議案第 4 4 号 大玉村農業サポートセンターにおける指定管理者の指定について

5. 本会の書記は次のとおりである。

議会事務局長 矢崎由美、書記 齋藤智、三瓶隆弘、牧野敏雄

一般質問者目次

1.	8 番	佐 原 佐百合	P. 1 0 6 ~
2.	3 番	菅 原 貴 子	P. 1 1 3 ~

会 議 の 経 過

○議長（押山義則） 改めまして、おはようございます。ご苦労さまでございます。

会議に先立ち申し上げます。

本日の一般質問は、議会だよりで使用する予定の写真を事務局で撮影いたしますので、ご承知願います。

ただいまの出席議員は12名全員であります。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

なお、併任書記、三瓶隆弘君から業務の都合により欠席する旨の届出がありましたので、ご報告申し上げます。

（午前10時04分）

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 日程第1、一般質問を行います。

8番佐原佐百合君より通告がありました「（仮称）子育て支援センターに村民の思いを反映させるために」ほか1件の質問を許します。8番。

○8番（佐原佐百合） 8番佐原佐百合です。議長の許可をいただきましたので、さきに通告しました2件について質問いたします。

まず初めに、（仮称）子育て支援センターに村民の思いを反映させるために質問いたします。

（仮称）子育て支援センターの基本構想策定に向け、令和4年8月と9月に住民ワークショップを3回開催しました。また、子育て世代や公民館利用者に行ったアンケート結果やパブリックコメントを踏まえた上でまとめた基本構想について、検討委員会が基本構想の最終的な確認と意見交換を行い、令和5年3月には基本設計を中心とした（仮称）子育て支援センター基本構想を策定しました。

さらに、昨年、大玉村立地適正化計画を策定したことで、財源確保の課題も改善され、国の補助金を活用しやすくなりました。大山公民館に代わる交流の場と子育て支援を目的とした（仮称）子育て支援センターは地域にとって重要な役割を担う施設です。利用者の意見を反映させることで利用しやすく親しみやすい施設となると考え、次の質問をいたします。

現在の進捗状況と今後の計画を伺います。

○議長（押山義則） 総務部長。

○総務部長兼総務課長（押山正弘） 8番議員さんにお答えをいたします。

ご質問の（仮称）子育て支援センターの整備に関しましては、令和5年度から国庫補助金等の協議に着手をしまして、令和6年4月以降につきましては、令和7年度国庫補助金の概算要望に対します福島県の担当部局のヒアリングでありましたり、国土交通省東北地方整備局との個別相談会やヒアリングを受けたところでございます。

その後、建設課が令和５年度から進めておりました立地適正化計画が令和６年８月に策定、公表されたのを受けまして、昨年の１２月に本要望のヒアリング、今年の１月には国土交通省に対する都市構造再編集中支援事業補助金の本要望調書を提出したところでありまして、今後３月下旬に国からの予算内示、４月には国庫補助金申請などを予定するなど、今後の事業採択を目指しているところでございます。

また、今後の計画としましては、あくまでも現時点での想定ではございますけれども、補助金交付の決定を受けました後、令和７年度には建築実施設計及び敷地造成設計、さらに木材調達業務を発注します。令和８年度には敷地造成工事を発注する計画でありまして、さらに、令和９年度におきましては、建築工事の発注を予定しているところでございます。ただし、それぞれの進捗状況によりまして、工程の見直し等が必要となる場合があることをご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（押山義則）　８番。

○８番（佐原佐百合）　ありがとうございます。

予算のほう、国のほうに申請をして今月の末ぐらいにははっきりするだろうということで、令和９年に建築のほう順調にもしいって、早ければなるということで、令和１０年度には早ければ何とかなるのかなということでよろしいのでしょうか。

○議長（押山義則）　総務部長。

○総務部長兼総務課長（押山正弘）　８番議員さんにお答えをいたします。

現在の想定される工程で申し上げました。順調にまいりますれば１０年度の早くにオープンというふうな運びになるかと思っております。

以上でございます。

○議長（押山義則）　８番。

○８番（佐原佐百合）　通ることを願ってはいるんですが、万が一通らなかった場合ということ、その場合は計画はどのように変わるのでしょうか。

○議長（押山義則）　総務部長。

○総務部長兼総務課長（押山正弘）　８番議員さんにお答えをいたします。

今現在の国交省とのそれぞれの個別相談であったり、ヒアリング、その中では感触が大変いいものでございますので、通らないということを想定した今現在の計画ではないということをご理解をいただきたいと思います。ただし、何があるか分かりませんし、木材の関係もございますので、最低でも１年程度の遅延というのは見込まれる可能性はあることをご承知おきいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（押山義則）　８番。

○８番（佐原佐百合）　通ることを願います。

大山公民館の今現状がかなりひどいです。ネズミが天井から落ちてきたり、あと電気を１回つけて消すとつかなくなってしまうので、つけたままということもありますので、あとは利用者の中からは、生きているうちには無理かなとか、子育て世代、子

育て終わっちゃうよねとか、きっとスマートインターのほうが今お金かかるから、そっちにかかっちゃうので、子育て支援センターは後回しになるんじゃないなんていうわさもふつふつ上がっておりますので、ぜひうまくいくことを願っております。

次の質問に入ります。

もし順調にいけば7年度実施設計に入ると思うんですが、実施設計に入る前、もしくは実施設計段階で使い勝手や、設備の配置などに関する利用者の意見を反映させるために、意見交換会などを実施する考えがあるかお伺いします。

○議長（押山義則） 総務部長。

○総務部長兼総務課長（押山正弘） 8番議員さんにお答えをいたします。

ご質問の内容とも重複しますが、令和4年度の基本構想策定の際には、大山公民館を利用されている住民の方々や、PTA等の保護者の皆さん、さらに老人クラブの代表者の皆さんや、公募によります参加された皆さん方によります3回にわたるワークショップを開催させていただきました。

さらに、利用が想定されます各種団体の代表者等による3回にわたる検討委員会も開催させていただきましたし、それぞれにご意見を頂戴したところでございます。

そして、大山公民館の利用者の皆さんや、子育て世代を対象としました施設整備に関するアンケート調査も実施をしまして、広く住民の方々からのご意見をいただきながら、基本構想を策定、取りまとめしたところでございます。

今後につきましては、利用者の皆さんのご意見等をさらに反映させる機会を設けるというふうなご質問でございますので、実施計画の受託業者が決定した以降に、その業者でありましたり、関係各課と共に実施方法等を検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（押山義則） 8番。

○8番（佐原佐百合） 駄目なのかなと思っていましたが、前向きに検討していただけるということで、受託業者に頑張っていたきたいなと思います。

研修報告でも言いましたが、美浦村の子育て支援センターは実施計画の段階で子育て世代の職員さんとか、あと利用者の方と集まって、年齢別に合わせたトイレの高さが3つ、あと手洗い場、それも子どもたちの高さに合わせて二、三個ぐらい高さが違うものがありました。あとは、子どもの手の届かない場所にとっ手があたりとか、あともう一番上、天井のこの模様のところが星、もうそこまでこだわって何かやっていました。そこまでしろとは言いませんけれども、とても愛着を持って当時担当だった方が説明してくださっていたので、すごいなと思いました。

それから、宮城県の富谷市の、市なんですけれども、市民図書館等複合施設では、何年もそこはクラウドファンディングをやったりとか、お金が、やっぱり資金が大変でいろいろ何年もかかっている施設だったんですけれども、基本設計段階でも市民ワークショップをやっており、実施設計のときにはより詳細な設計を進めるとともに、市民図書館等の複合施設であつたらいいなと思うサービスや、企画等について市民の

皆さんと一緒に検討を進めていたようです。

また、建設中にはボランティアや市民発案の企画などを積極的に、新しい複合施設の運用に関わりたい皆さんが集まり、複合施設と共に歩むパートナーとしてどのように活動していきたいかという話し合いを行っていたそうです。

大山公民館、規模は小さいかもしれませんが、いろんなことが考えられるのかなと思ひまして、次の質問に入ります。

施設の完成後がスムーズに運営を開始できるよう、建設段階、もしくは建設中でもいいんですけども、運営体制の準備に早めに取り組む計画があるかお伺いします。

○議長（押山義則） 総務部長。

○総務部長兼総務課長（押山正弘） 8 番議員さんにお答えをいたします。

先ほど工程関係を申し上げましたが、施設の完成までには順調に進んだと仮定しましても、令和 7 年度からは 3 年程度はかかるというふうに見込んでおります。したがって、その間に運営体制の検討を進めまして、施設完成と同時にスムーズに運営を開始できるように取り組んでまいりたいというふうを考えております。

以上でございます。

○議長（押山義則） 8 番。

○8 番（佐原佐百合） こちらも 3 年程度の間にそういったことを検討していただけるということで、ありがとうございます。

基本設計段階のときのワークショップでは、一般公募の方からも運営の話し合いにも私たちが混ざりたいというお声もありましたので、ぜひ実施していただきたいですし、先ほども言いましたが、施設は小さくても、多少使い勝手が悪くても、中身が問題だよねという村民の方からのご意見もあります。つまり、運営体制であったり、方法だよねという声もあります。

建設までには時間がかかりますけれども、社会情勢や子育ての環境も変化します。切れ目なく意見交換会を続けていくことは大切ではないでしょうか。交流の場と子育て支援を目的とした（仮称）子育て支援センターが、いつでも誰でも気軽に利用できる施設となり、生涯学習や子育て支援の拠点として地域にとって重要な役割を担うことを願います。また、利用者の意見を反映させることで、より利用しやすく親しみやすい施設となることを期待し、次の質問に入ります。

次に、分かりやすい予算書の作成についてです。

毎回この質問をさせていただいて、今回は違う視点からいってみたいと思います。もう、部長が夢に出てまいりました、カラーで。またかみたいな、なので頑張って違う視点で質問させていただきます。

自治体の財源は主に住民の税金や国からの交付金などで成り立っています。その使い道を透明にすることで、住民の理解と信頼を得ることが求められます。予算書を公表することで住民が行政の重点事業や財政状況を知ることができ、自治体運営への関心を高めるきっかけにもなります。

しかし、自治体の予算書は地方自治法に基づいて作成されているため、分厚く、数

字が多く、一般的に分かりにくいと言われています。近年では、住民がより簡単に理解できるよう、予算の概要や分かりやすい予算説明資料を併せて公表する自治体が増えています。

大玉村の予算書も、約400ページにわたり歳入予算や歳出予算が款項目に区別されており、村民の皆さんにとって理解しづらい内容となっています。私も議員になってまだまだ分からない部分も多いです。

そこで、住民の皆さんが納めた税金などがどのように使われているのかをより分かりやすくお伝えする手段が必要ではないかと考え、次の質問をいたします。本村では住民の皆さんに対し、どのように予算書を公表しているか伺います。

○議長（押山義則） 総務部長。

○総務部長兼総務課長（押山正弘） 8番議員さんにお答えをいたします。

村民の皆さんに対します予算等の公表につきましては、地方自治法及び大玉村財政状況の作成及び公表に関する条例に基づきまして、その概要を公表しているところでございます。

公表に当たりましては、広報おおたまの活用を中心に、4月号では新たな事業や特に注目していただきたい事業について、写真やイラストを使いながらできるだけ見やすい紙面づくりに努めているところでございます。また、5月号では歳入、歳出予算の状況と人件費や補助費といった性質別分類などを掲載しております。また、11月号では9月議会で認定を受けました前年度決算の状況について掲載をしております。特に11月号掲載の決算資料におきましては、本村の財政指数といった専門的な数値を公表しているために、その用語解説も加えて掲載しているところでございます。

なお、広報おおたまにつきましては、大玉村のホームページでも閲覧が可能となっております。

以上でございます。

○議長（押山義則） 8番。

○8番（佐原佐百合） 条例に基づき公表をしている、広報おおたまを使って住民の皆さんに分かりやすいようにお伝えしていることは分かりました。そのほかに、予算書をもし直接閲覧できる場所とかがあれば、その方法などについても伺います。

○議長（押山義則） 総務部長。

○総務部長兼総務課長（押山正弘） 8番議員さんにお答えをいたします。

予算書の閲覧というご質問でございますけれども、まずは総務課においていただければ、執務時間中であればいつでも閲覧が可能となっております。また、ふるさとホールと大山公民館それぞれに受付窓口等に配置をさせていただきまして、施設の開館時間内であればご自由に閲覧していただくことが可能でございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 8番。

○8番（佐原佐百合） 3か所で閲覧できるということなんですが、利用状況はどういった状況でしょうか。

○議長（押山義則） 総務部長。

○総務部長兼総務課長（押山正弘） まず、総務課関係の閲覧の状況でございますけれども、これは一般の方の閲覧は今のところは1件だけでございます。毎年閲覧されている方がいらっしゃいます。そのほかにつきましては、事業者の方がご自分の営業エリア内の情報を得るために、3社～4社は閲覧においてになっている状況でございます。

大変申し訳ございません、ふるさとホールと大山公民館につきましては、あくまでも自由閲覧ということになっている関係から、件数等の把握はしておりません。

以上でございます。

○議長（押山義則） 8番。

○8番（佐原佐百合） 毎年見に来てくださる方がいるというのはすごくありがたいというか、関心があつてすごいですね。もうちょっと増えていただければよいと思うのですが、ふるさとホール、大山公民館、ちょっと私のほうで確認させていただいたら、やはり見に来る方はいらっしゃらないというか、なかなかない。あとはタイトル、項目だけ見ても中はちょっと難しいのかねというお話もありました。せっかく公表しているのに、どうしたらいいというあれでもないんですけれども、この状況をどうお考えですか。

○議長（押山義則） 総務部長。

○総務部長兼総務課長（押山正弘） 大変回答に難しい点がございますけれども、これにつきましては周知が当然必要かとは存じますので、広報おたまの1こま利用させていただいて、この3か所で自由に閲覧できますよというふうな周知につきまして、今後取組をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（押山義則） 8番。

○8番（佐原佐百合） 責めているわけではないんですけれども、いい取組だなと思っております。ペーパーレス化を進めている自治体の中には、紙媒体は作成せずに閲覧場所も設けずに、インターネットのみで情報提供しているということでした。

一方、本村では、この紙媒体で閲覧できる場所があるために、インターネットを利用できない方にとっても情報が得やすい環境が保たれているのでいいなと思いました。しかし、閲覧者が少ないのはもったいないなと感じます。今、ご答弁いただいたようにPRを行うということなので、ぜひしていただいたらいいのかなと思います。ほかにはやっていないことだと思うので、大きいところはあつて、本宮市も、多分福島市もやっていないと言っていたので、ただ置くだけではなくて、ふるさとホールや大山公民館、その閲覧、座ってゆっくり見られる場所があつたらいいのかなとか、その辺も含めて前向きにもっといろんな方が見られるようにしていただきたいと思います。

仮にPRを行ったとしても、現在の予算書では事業名だけでは内容が分かりにくいので、より分かりやすい資料が必要だと考えます。

そこで、次の質問です。さきにも話をしましたが、近年では本宮市、二本松市、郡山市、福島市などで最上位計画である総合振興計画に沿った内容の予算の概要を作成

しています。本村でも作成できないか考えを伺います。

○議長（押山義則） 総務部長。

○総務部長兼総務課長（押山正弘） 8 番議員さんにお答えを申し上げます。

前の質問の際にも、このお話については承っております。今回改めまして、このご質問の件に関しましては、本宮市の財務部長並びに政策推進課長と面談をさせていただきまして、その概要をお聞きしてまいりました。なお、この発行されている原本につきましても頂いてきたところでございます。

まず、当初予算の形式につきましては、これは自治法の規定等もございしますので、本村とほぼ同様の形式で作成をされているところでございます。

ご質問の予算の概要に関しましては、当初予算重点事業というふうに題しまして、総合計画の基本計画で位置づけされた主要事業の中から、その年度における重点的な事業を選定して、事業名と予算額、事業概要を掲載されているようでございます。

また、作成の作業につきましては、これは当初予算の査定事務と並行して進める必要があるようでございまして、日程的にはかなりタイトとなっているというお話でございました。このため、予算書は財政課、当初予算重点事業に関しましては政策推進課と分担しての取組となっております。期間としては1月上旬から2月上旬の約1か月間でこのような作業を進めているということでございますので、本村においてもこの作業を進めるに当たって可能なかどうか、または担当課の人員配置を増やす必要があるかなども含めまして、今後慎重に検討させていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（押山義則） 8 番。

○8 番（佐原佐百合） 本宮市のほう調べていただき、ありがとうございます。最初は大変かもしれませんが、一度つくってしまえば次からは何とかなるのかなんては思っております。

私も本宮市のも調べさせていただきました。第2次総合計画の本宮市は分野としては5分野ありまして、それに沿って課長も頂いたと思うんですけども、私も頂きました。その中には重点事業、主にちゃんと金額が出ております。それに併せて、広報もとみやも中身が同じタイトルで作成されていました。

大玉村第五次総合振興計画のこの政策目標1、2、3、4、皆さん気づいていただいでしょうか。議会広報編集特別委員会では頭を絞りまして、昨年の予算からそこに分けて項目をつくり、力強い産業の復興・創生というこの振興計画に併せてつくりました。ただ、予算の金額がうまく出せなくて、決算については何とか金額を入れ込みました。なので、先ほど部長が言われていました広報おおたま、とても前より見やすくはなりました。去年の4月のものなんですけれども、できたらこちらも同じような内容にいただけたら、村民の皆さんも何となく、村ってこういうことに取り組んでいるのねというのが分かるのかなと思い、ちょっと広報に先駆け、議会の広報のほうではこの総合振興計画に沿って内容を、今知恵を絞って、どうしようと言いながらやってい

ますので、ぜひお願いしたいと思います。

本宮市では、議会だよりまではリンクしていませんでしたけれども、本宮市は総合計画の当初予算、重点事業と広報もとみやにも同じように掲載されていました。二本松市は、議会だよりはちょっとなんですけれども、全部これ振興計画に沿って書かれていました。大きな郡山市や福島市はQRコードをつけているので、当初予算の概要は作っているけれども、広報紙とか議会だよりには反映されていませんでした。職員の皆さん大変かもしれませんが、大玉村でもぜひ全部がリンクした形で作成していただけるといいなと思いました。

議会だよりと広報おたまを統一すれば、村の事業についてより分かりやすく伝えられることもできるのではないのでしょうか。また、それを活用しながら村民の皆さんに説明することもできます。特にインターネットを活用することで、より多くの方に情報を届けることが可能となります。個人的には、老人クラブの皆さんなんかは毎回楽しみにしているからね、決まったこと教えてねと言うので、私個人的にはこういうのがあるととても助かりますし、議会のほうでもこれから意見交換会であったり情報交換をする中で、こういうものがあってお話ができれば、そのツールの一つとなればうれしいなと思います。

村民の皆さんが予算に関心を持ち、少しでも村政を身近に感じていただければ、これまで以上に村政への関心が高まるのではないのでしょうか。本村においても分かりやすい予算書を作成していただけることを強く願い、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（押山義則） 以上で、8番佐原佐百合君の一般質問を打ち切ります。

3番菅原貴子君より通告がありました「水道施設の耐震性向上の現状と今後の更新計画を伺う」ほか1件の質問を許します。3番。

○3番（菅原貴子） 3番菅原貴子です。議長の許可を得ましたので、さきに通告いたしました2件について、これから一般質問を行います。

初めに、1、水道施設の耐震性向上の現状と更新計画について伺います。

村では、平成29年3月に公共施設等総合管理計画を策定し、これは令和4年2月に改定されています。この計画において、公共施設の更新、長寿命化の計画を定めています。しかし、村の水道は昭和56年に給水が始まり、以来44年が経過している中で、地震等の災害によって水道管に損傷が発生し、断水が起きた場合、住民生活に大きな支障が生じるおそれがあります。水道施設や水道管の耐震化は急務となっております。先頃、埼玉県八潮市で、大規模な下水管の損傷とこれに伴う道路陥没による事故が発生し、いまだに人命救助ができていないことは記憶に新しいところです。

国内では、以前から公共インフラの老朽化対策が大きな問題となっています。そこで、村の水道管耐震化の現状と今後の計画を伺います。

まず、1点目は直近時点の村の水道管の総延長、そのうち耐用年数、地方公営企業法施行規則では40年とされていますが、耐用年数が経過した延長とそのうち耐震管への更新が済んだ延長はどうなっていますか。令和6年においても耐震管への更新工

事は行われていたようですが、お尋ねいたします。

○議長（押山義則） 環境保全課長。

○環境保全課長（伊藤寿夫） 3番議員さんにお答えいたします。

現時点における水道管の総延長は約131キロになります。耐用年数、これは会計上ですが、40年とされており、この耐用年数を経過した延長は45.7キロメートルになります。耐震化を必要とする石綿セメント管、9.7キロございます。そのうち令和6年度までに完了した延長は約7キロになります。

以上です。

○議長（押山義則） 3番。

○3番（菅原貴子） 次に、最近5か年間に水道管の破裂、損傷による断水や濁り水が発生したことはありますか。また、日常的な漏水等の点検はどのような頻度、方法で実施されておられますか。

○議長（押山義則） 環境保全課長。

○環境保全課長（伊藤寿夫） 水道管の破裂、損傷に起因する漏水による断水件数については、令和2年度が2件、令和3年度が3件、令和4年度が3件、令和5年度が2件、令和6年度が6件になります。計16件であります。

濁り水につきましては、令和2年度に1件、令和6年度に1件の計2件が発生しており、漏水復旧時に発生する水の濁りと合わせた最近5か年の断水や濁り水発生件数は、合わせて18件になります。

もう一つのご質問、日常的な漏水等の点検につきましては、水道施設緊急システムサービス業務委託により、24時間体制で受水槽の水位低下、停電による機器の停止と現状の水位、機械の状況も確認できる体制を取っております。その体制の中で漏水等に対応しているところであります。

以上です。

○議長（押山義則） 3番。

○3番（菅原貴子） 日常的な点検が十分に行われていることは、とても村民としてはありがたいことだと思います。断水や濁り水の発生が防止でき、住民生活への支障を減らすことができます。また、早い段階で損傷箇所を修理することによって、水道施設、水道管の長寿命化に貢献できると思います。人員が限られる中、水道管の延長は長く、地道な作業になりますが、日常的な点検等が十分に実施できる体制づくりをよろしくお願いしたいと思います。

次に、水道管の耐震化の基本的な考え方や今後の更新等の計画はどうなっていますか。また、福島県が取りまとめている水道整備費の国庫及び県の補助（生活基盤施設耐震化等交付金）計画、この計画では、水道施設の耐震化、老朽化施設の更新、災害や事故に強い水道の構築が目標とされています。本村は令和2年度から6年度までに管路2.5キロを、水道管を更新する計画をしました。令和7年度以降の補助金を受け取るための計画はどうなっているのでしょうか。教えてください。

○議長（押山義則） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 3 番議員さんにお答えをいたします。

水道管の耐震化の基本的な考え方といたしましては、現在残っております石綿セメント管のほうの残る管路更新、これを重点的、最重点として進めていく考えでございます。さらに、今後の水道管の更新につきましては、この石綿セメント管の更新と並行いたしまして、過去に漏水の多い路線がございます。こういった路線について重点的に更新を進めるため、事業化を図ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

また、国・県の生活基盤施設耐震化等交付金につきましては、当初、令和 6 年度までの期限でありましたが、令和 8 年度まで 2 年間延長されたところでございます。この事業につきましては、例えば避難所ですとか、そういった重要施設に関連する石綿セメント管が対象でありますので、全ての石綿セメント管の更新が該当するわけではございません。したがって、進めるに当たりまして、該当しない石綿配水管更新につきましては、別な財源、新たな財源確保を含めまして検討を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上であります。

○議長（押山義則） 3 番。

○3 番（菅原貴子） 計画が 2 年間後ろ倒しになった要因は何だったんでしょうか。

また、当初計画では令和 2 年度から 6 年度まで 5 年間で受け取る予定だった交付金 1 億 9, 0 0 0 万円は満額もらえたのでしょうか。

○議長（押山義則） 環境保全課長。

○環境保全課長（伊藤寿夫） 3 番議員さんにお答えいたします。

2 年間延びた要因といたしましては、最終年度は特に予算がかさみますので、2 年間延ばして、先ほど部長のほうから答弁があった漏水の多いところ、それを進めていくということで、それなりの予算のバランスを取ったという予算の平準化を、借金になってしまいますので、その辺 2 年間延ばしたということになります。

予算については、基本的には国のほう 3 分の 1 の予算、当初、国交省になるとちょっと違うんですが、当初の場合は 3 分の 1、国交省になってからは大体その辺のまだ半分ぐらいになるのかなということで予想しております。予算の査定を受けますので、そのときに予算要望しておりますので、予算額は基本的にはその査定の段階で確定して、変更は基本的には、特に、ちょっとした差はあるんですが、大体その予算に合わせて執行している状況であります。

以上です。

○議長（押山義則） 3 番。

○3 番（菅原貴子） ということは、交付金 1 億 9, 0 0 0 万円は大方、村で頂けたと考えてよろしいでしょうか。

○議長（押山義則） 環境保全課長。

○環境保全課長（伊藤寿夫） 再度 3 番議員さんにお答えいたします。

話がちょっとおかしい方向にいつてしまいました。すみません。

まずは、3分の1で予算、基本的には要望して、最終的には他の市町村との国の予算もありますので、シーリングがかかってその予算はもらっていません。

以上です。

○議長（押山義則） 3番。

○3番（菅原貴子） 実質的に交付金は幾らいただけたのか教えてください。

後でいいです。

○議長（押山義則） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 3番議員にお答えをいたします。

交付金の額につきましては、精査いたしまして後ほど答弁させていただきますので、この場で積算が困難なものですから、後ほど答弁をさせていただきます。大変申し訳ございません。

○議長（押山義則） 3番。

○3番（菅原貴子） 後でお尋ねに伺いますので、よろしくお願いいたします。

水道管のうち石綿セメント管が数%残っています。一般に通常の利用では健康上の問題とはされていないようですが、災害によって損傷、破裂した場合でも水道利用者に健康上の問題はないのでしょうか。村民の安全・安心の観点からお尋ねいたします。

○議長（押山義則） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 3番議員さんにお答えをいたします。

石綿による被害が多く社会問題となりました平成17年当時、厚生労働省健康局水道課水道計画指導室は平成17年7月13日付に事務連絡を発出いたしまして、その中で石綿を取り扱う事業場及びその周辺で石綿の暴露による健康被害が報道で取り上げられていることに関連いたしまして、平成4年当時に水道水質基準改正の際に、アスベストは呼吸器からの吸入に比べ、経口摂取に伴う毒性は極めて小さい、また水道水中のアスベストの存在量は問題となるレベルにないということから、水質基準の設定を行わないというふうにした考え方を改めて示したところであります。これは、平成4年に議論された水質基準の設定の際の議論を平成17年に改めて考え方を示したということでございます。

これらの考え方にのっとりまして、アスベスト石綿に関する水質基準は水道の水質基準として現在も設定されておられません。したがって、災害等によって石綿セメント管が損傷した場合においても、健康上問題が発生するというふうには考えてございません。

以上でございます。

○議長（押山義則） 3番。

○3番（菅原貴子） ご答弁ありがとうございます。財政負担も大きな中で、しっかりとした対応をお願いしたいと思います。

次の質問に移ります。次に2件目、自治体DXの取組の進捗状況について伺います。

自治体DXの取組は昨年6月の議会でも質問いたしましたところですが、その際、小さな自治体では財源の問題などから、専門人材の確保が難しいとの答弁がありました。

また、若手職員によるプロジェクトチームを立ち上げ、D Xの進め方を研究するとしていましたが、その進捗状況を伺います。

まず1点目、自治体D X推進のためのプロジェクトチーム会合の開催頻度とテーマはどのような設定だったのでしょうか。また、専門知識を持つI C Tアドバイザーの派遣を受けるとした答弁でしたが、プロジェクトチーム会合にアドバイザーは参加されていますか。

○議長（押山義則） 政策推進課長。

○政策推進課長（鈴木真一） 3番議員さんにお答えいたします。

まず、プロジェクトチームの会合につきましては、昨年8月27日、テーマはプロジェクト設置の趣旨説明等ということで開催してございます。続きまして9月17日、テーマとしまして大玉村が進めるべきD Xの方向性、同じく10月23日、テーマとして南相馬市へ先進地視察研修に行っております。10月31日、テーマとしまして視察研修まとめ、あとは委員会提言要望の協議、12月2日、テーマとしまして報告書素案の協議、令和7年1月17日、テーマとしまして報告書の最終確認作業、同じく令和7年1月21日に三役報告会と、都合7回の会合を実施してございます。

また、専門知識を持つI C Tアドバイザーのプロジェクトチーム会合への参加につきましては、初回8月27日のみ参加いただきまして、それ以降は職員への事前アンケートの結果を基に、職員への研修会、こちら計3回実施していただいておりますが、まず、10月31日に基礎I Tリテラシー研修、11月8日にI T利活用D X事例研修、あとは11月29日にトップ層研修ということで、3回の研修を実施いただいております。

以上でございます。

○議長（押山義則） 3番。

○3番（菅原貴子） D Xの推進には、具体的な行政事務に精通している村職員とデジタル技術システムに精通している人材、アドバイザー、協力しながら進めることが欠かせないと思います。

最近の報道では、国は県と連携して令和7年度中に人材をリスト化し、市町村に派遣する体制づくりをつくるそうです。また、そのための人件費や募集費用などの経費は財政支援をするとしています。今後、国・県の支援を具体化してくると思いますので、このような制度をうまく利用しながら、ぜひとも自治体D Xの取組を進めていただくことが必要ではないでしょうか。

次に、既にD X化が図られている児童手当申請などの利用状況はどうですか。また、利用の推進に向けて村民への広報が重要だと思われそうですが、スマホでの申請を進めるための広報活動はどのように行っていますか。

○議長（押山義則） 政策推進課長。

○政策推進課長（鈴木真一） 3番議員さんにお答えいたします。

現在、16の事務でD X化、オンライン申請が可能となっておりますが、地方税の申告手続ですとか、転出届や転入予約という事務を除きまして、児童手当申請などの

多くの手続では、オンライン申請の利用実績は今のところございません。これにつきましては、本人との面談や別途提出書類があるなどの事情からオンライン申請が進んでいないことが推測されます。

また、村民への広報活動につきましては、現在も手続の担当課のほうからオンライン申請が可能であることや、利用促進の周知を村広報紙や区長文書での全戸配布による通知、対象者への個別案内等によりそれぞれ実施しているところですが、今後オンライン申請が可能な事務の一覧表の配布など広報活動を工夫しまして、利用促進が図られるように検討してまいりたいと存じます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 3 番。

○3 番（菅原貴子） 今、ご答弁いただきましたけれども、児童手当の申請が難しいということは、広報活動はなさっていると思うんですが、例えば転入届を出されたときとか、具体的にこうやってくださいみたいなことは窓口でお伝えしているんでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（押山義則） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（安田春好） 3 番議員さんにお答えをいたします。

児童手当の申請など、オンラインを通じて実施できることにつきましては、健康福祉課の窓口には、口頭ではご案内を差し上げている状況でございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 3 番。

○3 番（菅原貴子） 職員さんがそのように一生懸命なさっていても、利用が進まないというのはどうしてかなと思うわけです。今は若い人はそういうことにとてなれ親しんでいらっしゃると思います。スマホアプリで申請するとか、そういうことは私たち以上にプロだと思うので、活用が進むように窓口なんかでも頑張って村民に伝えていただきたいと思います。今、これを進めないと職員さんとかの負担が大きくなると思いますので、今後よろしくお願ひしたいと思います。

これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（押山義則） 以上で、3 番菅原貴子君の一般を打ち切ります。

ここで休憩のため暫時休議といたします。再開は午前 11 時 10 分といたします。

（午前 10 時 55 分）

◇ ◇ ◇

○議長（押山義則） 再開いたします。

（午前 11 時 10 分）

◇ ◇ ◇

○議長（押山義則） 日程第 2、議案第 1 号「令和 6 年度大玉村一般会計補正予算の専決処分の承認を求めることについて（1 月専決）」を議題といたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。11 番。

○11 番（武田悦子） この物価高騰対応、9 ページです。補正予算書 9 ページのそれぞ

れに物価高騰対応低所得者世帯の給付金、専決で行われておりますが、これ具体的に村民の皆さんの手元に届くまでのタイムスケジュールというか、それはどのようなになっているのか伺います。

○議長（押山義則） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（安田春好） 11番議員さんにお答えをいたします。

9ページ、それから11ページに掲載されてございます物価高騰対応低所得世帯の給付金の交付に関してですが、現在これに向けたシステム改修のほうを進めております。今月下旬、もしくは来月上旬に対象者への交付に向けて現在事務を進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 産業課長。

○産業課長（藤田良男） 11番議員さんにお答えいたします。

③燃料高騰対応中小企業等応援金に要する経費でございますが、こちらにつきましては商工会とも連携しまして、4月以降に取りまとめをして5月以降に支払いの予定ではございます。

また、④プレミアム付商品券発行事業に要する経費でございますが、こちらにつきましては昨年と同じスケジュールでございまして、4月以降に募集と抽せんを行いまして、ゴールデンウィーク前には商品券を配ることができるようにするというスケジュールをまずしております。去年と同じくそれを秋口にももう一度行う予定でございます。

ページ変わりました11ページ、⑤畜産飼料高騰対策に要する経費でございますが、こちらにつきましては現在取りまとめをしている最中でございまして、早ければ今月中に支払いが可能かと思っております。

以上でございます。

○議長（押山義則） ほかにございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（押山義則） 質疑がないようですので、質疑を打ち切りたいと思います。

質疑を打ち切るにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第1号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 日程第3、議案第2号「大玉村企業版ふるさと納税基金条例の制定について」を議題といたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（押山義則） 質疑がないようですので、質疑を打ち切りたいと思います。
お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第2号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 日程第4、議案第3号「大玉村水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定について」を議題といたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（押山義則） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。
お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第3号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 日程第5、議案第4号「単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例を廃止する条例について」を議題といたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（押山義則） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第4号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 日程第6、議案第5号「大玉村一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（押山義則） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第5号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 日程第7、議案第6号「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（押山義則） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第6号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 日程第8、議案第7号「職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（押山義則） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第7号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 日程第9、議案第8号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（押山義則） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第8号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 日程第10、議案第9号「村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（押山義則） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第9号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 日程第11、議案第10号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（押山義則） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第10号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 日程第12、議案第11号「大玉村企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（押山義則） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第11号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

○議長（押山義則） 日程第１３、議案第１２号「英語指導を行う外国青年の報酬等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（押山義則） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。
お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第１２号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

○議長（押山義則） 日程第１４、議案第１３号「大玉村部設置条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（押山義則） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。
お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第１３号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

○議長（押山義則） 日程第１５、議案第１４号「大玉村情報公開等審査会条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（押山義則） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。
お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第１４号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 日程第１６、議案第１５号「大玉村青少年問題協議会設置条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（押山義則） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第１５号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 日程第１７、議案第１６号「大玉村子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（押山義則） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第１６号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 日程第１８、議案第１７号「大玉村健康づくり推進協議会設置条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（押山義則） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第１７号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 日程第１９、議案第１８号「大玉村上下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（押山義則） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第１８号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 日程第２０、議案第１９号「大玉村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（押山義則） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第１９号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 日程第２１、議案第２０号「大玉村議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（押山義則） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第２０号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 日程第２２、議案第２１号「大玉村個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（押山義則） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第２１号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 日程第２３、議案第２２号「大玉村行政不服審査会条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（押山義則） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第２２号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 日程第２４、議案第２３号「大玉村議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（押山義則） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第２３号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 日程第２５、議案第２４号「大玉村ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（押山義則） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第２４号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 日程第２６、議案第２５号「大玉村消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（押山義則） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第２５号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 日程第２７、議案第２６号「大玉村水道事業給水条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（押山義則） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第２６号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで昼食のため暫時休議いたします。再開は午後１時３０分といたします。

（午前１１時３７分）

◇ ◇ ◇
○議長（押山義則） 再開いたします。

（午後１時３０分）

◇ ◇ ◇
○議長（押山義則） 日程第２８、議案第２７号「アットホームおおたま及びあだたらの里おおたま観光レクリエーション施設における指定管理者の指定について」を議題といたします。

質疑を許します。５番。

○５番（斎藤信一） 先日説明にあった、３月１日から支配人が来られているというので、どんな人が来られたんだか、そしてどういったことをやられていた人なんだかというのをお聞きします。

それと、先ほど言われてちょっと前お話があった、新年度からその常務のほうが常駐されるということで、どんな人で何をやっていたか方なんだかというのを教えてください。

○議長（押山義則） 村長。

○村長（押山利一） ５番議員さんにお答えいたします。

３月１日から会社のほうで設置をしたということですが、前に勤務していた石井さん、一旦辞められましたが、また復帰できるということで、３月１日から支配人として復帰したという報告を受けております。

それから、常務については、既に去年設置に向けて予算を取って助成と支援ということで予算を取りましたが、なかなか適当な方がいないということですが、今４月１日に向けて人事のどなたにお願いをするかということについては、村のほうでも会社と協議をして設置する方向で今調整をしております。これは可能性が高いということになります。

以上です。

○議長（押山義則） ６番。

○６番（松本 昇） この議案２７号については反対いたします。（不規則発言あり）あ、質疑。ああ、すみません、じゃどうすればいいんだ、これ。（不規則発言あり）

○議長（押山義則） ８番。

○８番（佐原佐百合） 先ほどこの基本協定書配付されたんですけれども、私もあまりこの協定書たるもの、その文言のつくり方よく分からないんですが、今日の会期前にあった今回の不祥事に対する改善案をこういう中に盛り込むことってできないんですか。

例えば８ページの第３８条には会計処理のことが書いてあったり、あとページ前に戻りますけれども、３ページにはリスク分担ということでリスク分担表が後ろに、１２ページがあって、そこに業務執行のところ辺りに、株式会社だけに任せるのではなくて、やっぱり委託者も目を光らせたほうがいいのかとか、ちょっと朝見ただけなので何とも文言はないんですが、せっかく改善案を出していただいたので、そういうのを盛り込んで、もうちょっときちとした体制、いろいろアットホームいろんな

問題があり過ぎて、私たちも村民の皆さんに何と説明をしていいかというところもあるので、ちょっと目に見える形で何か改善していただけたらいいなと思って、自分にも知識がないのでちょっと分からないんですけども、リスク表の13ページ一番下にも、本表に定める事項以外の不測の事態が生じた場合は、甲乙が協議の上リスク分担の表を定めると書いてあるので変更できちゃったりするのかなと思うので、私たちもすぐ何ともいろいろ判断に困る部分があるので、もうちょっと目に見える形で何かしていただきたいなと思いました。

以上です。

○議長（押山義則） 村長。

○村長（押山利一） 8番議員さんにお答えいたします。

この中の第5章、6ページ、管理業務の計画報告等の中で計画をつくったり、実際やった場合の毎月の報告、どういうことがあったかとか、どういうトラブルがあったかというような報告は毎月受けております。苦情があったかどうかということも含めて、この中で事業報告が上がってまいります。その中で30条もしくは中で、それから31条の業務改善の指示というようなことで行っておりますので、これで十分に毎月把握をしながら、今回のようなこと、それからあと会社のほうの監査については、その会社がやっているそういう事業についてはしっかりと書類審査等をやるということもこの中に書いてありますから、これで前にも増してしっかりと報告等を精査しながら整正すべきものは整正するように、そのためにも常設の常勤の常務を置くと、管理をしっかりと強化するというところでおりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長（押山義則） ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（押山義則） 質疑がないようですので、これで質疑を打ち切ります。

（「議長」という声あり）

○議長（押山義則） 討論の申出によりこれより討論を行います。

まず、原案に反対者の討論を許します。6番。

○6番（松本 昇） 6番松本昇です。議案第27号について反対をいたします。

アットホームおおたま及びあだたらの里おおたま観光レクリエーション施設における指定者の決定であります。指定管理者であるおおたま村づくり株式会社に経営管理をお願いしてから、本来あるべき健康福祉の理念を大きく逸脱、宿泊、食堂の閉鎖などを見ますと、指定管理料、村にとっても大きな負担となっている。また、おおたま村づくり株式会社従業員に横領問題などが発生しての責任の取り方、採用に当たり、履歴書の提出、面接試験においても疑問のある採用の仕方、・・・・・・・・・・・・・・・・「19字削除」の問題があったと聞いております。

また、あだたらの里おおたま観光レクリエーション施設の管理ができていないとも思われます。おおたま村づくり株式会社の会長が昨年アットホームでのコンサルタントとの会議を出席したようですが、僅か10分か15分ぐらいで途中退席してしまっ

たという話も聞いております。そのような会社には運営を任せられないと思います。経営が赤字になれば村でお金を出す、経営努力が足りないからです。村民が納得できる経営施設の管理運営を考えますと、おおたま村づくり株式会社の再指定に反対します。

それから、これは後になると思いますが、3年前にもこのことについて反対をしました。そのときに起立の賛否を取りましたが、会議が終わってから、あのときは、俺だか私だか分かりませんが、反対だったというような声も聞こえたので、今回は無記名投票で賛否をお願いしたいと思います。

良識ある議員各位の賛同をお願いし、反対意見といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（押山義則） 次に、原案に賛成者の討論を許します。1番。

○1番（館下憲一） 1番館下憲一です。私は、議案第27号、アットホームおおたま及びあだたらの里おおたま観光レクリエーション施設における指定管理者の指定について、賛成の立場で討論いたします。

アットホームおおたまの運営に関して、村直営ではサービスなど様々な状況で柔軟な対応が難しいために、村内唯一の民営であるおおたま村づくり株式会社に管理運営を委託し、サービスの向上に鋭意努力していただいているところであると思います。

今回の株式会社の社員による問題につきましては、会社としてのガバナンス、法令や規則遵守させるための管理体制をつくること、それを強化するためにコンプライアンス、法令、企業倫理、企業規則を充実させ、リスクマネジメント、組織が抱えるリスクを把握して損失を回避、低減するために対策を講じる経営管理手法を行っていただくことが重要だと思います。筆頭株主の村は会社に対して改善策を提出していただき、今後は再発することがないように指導したと伺っております。

よって、引き続き指定管理を認めるべきと考え、議案に賛成するものであります。

議員の皆様方にはご賛同を賜りますようお願い申し上げ、賛成討論といたします。

○議長（押山義則） ほかに討論はございませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（押山義則） 討論がないようですので、これで討論を打ち切ります。

これより議案第27号「アットホームおおたま及びあだたらの里おおたま観光レクリエーション施設における指定管理者の指定について」を採決いたします。

この採決は起立によって行いたいんですが、（「議長、6番」という声あり）6番。

○6番（松本 昇） 動議を提出いたします。

この表決は、先ほども言ったように、後で俺も反対とか私も反対という3年前の事例がございますので、無記名投票でお願いしたいと思います。

○議長（押山義則） ただいま6番松本昇君から無記名投票による投票表決を求める動議が提出されましたが、2名以上の賛成がないと成立しませんが、それでよろしいですね。

（「議長、7番」という声あり）

○議長（押山義則） 7 番。

○7 番（本多保夫） 私は賛成します。これで2名以上になると思うので、記名どおり、
条例どおりをお願いします。

○議長（押山義則） この動議は2人以上の賛成者がありますので、成立いたしました。
（「議長、1 番」という声あり）

○議長（押山義則） 1 番。

○1 番（館下憲一） 議長、動議を提出します。私は記名により賛成反対を決めていただ
きたいと思います。よろしくお願いします。（「賛成」の声数名あり）

○議長（押山義則） ただいま、1 番館下憲一君から記名投票による投票表決を求める動
議が提出されました。この動議は2名以上の賛成者がありますので、成立しました。

この採決については、6 番松本昇君ほか1 名から無記名投票にされたいとの要求と、
1 番館下憲一君ほか数名から記名投票にされたいとの要求が同時にあります。

これより暫時休議いたします。再開は2 時ちょうどといたします。

（午後1 時4 5 分）

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 再開いたします。

（午後2 時0 3 分）

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 議案第2 7 号の採決については、6 番松本昇君ほか1 名から無記名
投票にされたいとの要求と、1 番館下憲一君ほか数名から記名投票にされたいとの要
求が同時にあります。

したがって、いずれかの方法によるかを会議規則第8 2 条第2 項の規定により、無
記名投票で採決します。

これから無記名投票の件を採決いたします。

この採決は無記名投票で行います。

議場の出入口を閉めます。（議場閉鎖）

○議長（押山義則） ただいまの出席議員数は1 2 名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第3 2 条第2 項の規定により、立会人に6 番松本昇君及び7 番本多保夫君
を指名します。

これより投票用紙を配ります。（投票用紙配付）

念のために申し上げます。無記名投票の件に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と
記載願います。なお、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は否とみな
します。

投票用紙の配付漏れはありませんか。（なし）

○議長（押山義則） 配付漏れなしと認めます。

次に、投票箱を点検します。（投票箱点検）

○議長（押山義則） 異状ございませんか。（異状なし）

○議長（押山義則） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

それでは、事務局長の点呼により順次投票を行います。

（事務局長の点呼により順次投票）

○議長（押山義則） 投票漏れはありませんか。（なし）

○議長（押山義則） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。（投票完了）

○議長（押山義則） 開票を行います。開票は議長席といたします。

6番松本昇君及び7番本多保夫君、開票の立会いをお願いします。（開票）

○議長（押山義則） お待たせいたしました。投票の結果を報告します。

投票総数11票、議長は表決に加わらないため議長を除く出席議員数に符合しております。有効投票11票、無効投票0票です。

有効投票のうち、賛成2票、反対9票、以上のとおり反対が多数です。

したがって、無記名投票の件は否決されました。

議場の出入口を開きます。（議場開鎖）

○議長（押山義則） ただいま無記名投票の件が否決されましたので、これより記名投票の件を採決します。

この採決は無記名投票で行います。

議場の出入口を閉めます。（議場閉鎖）

○議長（押山義則） ただいまの出席議員数は12人です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に8番佐原佐百合君及び9番鈴木康広君を指名します。

これより投票用紙を配ります。（投票用紙配付）

念のため申し上げます。記名投票の件に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。なお、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は否とみなします。

投票用紙の配付をお願いします。

○議長（押山義則） 投票用紙の配付漏れはありませんか。（なし）

○議長（押山義則） 配付漏れなしと認めます。

次に、投票箱を点検します。（投票箱点検）

○議長（押山義則） 異状ございませんか。（異状なし）

○議長（押山義則） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

それでは、事務局長の点呼により順次投票を行います。

（事務局長の点呼により順次投票）

○議長（押山義則） 投票漏れはありませんか。（なし）

○議長（押山義則） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。（投票完了）

○議長（押山義則） 開票を行います。開票は議長席といたします。

8 番佐原佐百合君及び 9 番鈴木康広君、開票の立会いをお願いします。（開票）

○議長（押山義則） お待たせしました。投票の結果を報告します。

投票総数 11 票、議長は表決に加わらないため議長を除く出席議員数に符合しております。有効投票 11 票、無効投票 0 票です。

有効投票のうち、賛成 7 票、反対 4 票、以上のとおり賛成が多数です。

したがって、記名投票の件は可決されました。

議場の出入口を開きます。（議場開鎖）

○議長（押山義則） それでは、議案第 27 号の記名投票による採決を行います。

これより議案第 27 号「アットホームおおたま及びあだたらの里おおたま観光レクリエーション施設における指定管理者の指定について」を採決いたします。

この採決は記名投票で行います。

議場の出入口を閉めます。（議場閉鎖）

○議長（押山義則） ただいまの出席議員数は 12 人です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第 32 条第 2 項の規定により、立会人に 10 番須藤軍蔵君及び 11 番武田悦子君を指名します。

これより投票用紙を配ります。（投票用紙配付）

念のため申し上げます。本案に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。なお、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は否とみなします。議員氏名を必ず記載ください。

書記、投票用紙を配ってください。

○議長（押山義則） 投票用紙の配付漏れはありませんか。（なし）

○議長（押山義則） 配付漏れなしと認めます。

次に、投票箱を点検します。（投票箱点検）

○議長（押山義則） 異状ありませんか。（異状なし）

○議長（押山義則） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

それでは、事務局長の点呼により順次投票を行います。

（事務局長の点呼により順次投票）

○議長（押山義則） 投票漏れはありませんか。（なし）

○議長（押山義則） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。（投票完了）

○議長（押山義則） 開票を行います。開票は議長席といたします。

10 番須藤軍蔵君及び 11 番武田悦子君、開票の立会いをお願いします。（開票）

○議長（押山義則） お待たせしました。投票の結果を報告します。

投票総数 11 票、議長は表決に加わらないため議長を除く出席議員数に符合してお

ります。有効投票 11 票、無効投票 0 票です。

有効投票のうち、賛成 8 票、反対 3 票、以上のとおり賛成が多数です。

したがって、議案第 27 号は原案のとおり可決されました。

議場の出入口を開きます。（議場開鎖）

○議長（押山義則） これより投票表決における結果宣告を行います。

議案第 27 号に賛成議員は、1 番館下憲一君、2 番渡邊初治君、3 番菅原貴子君、5 番斎藤信一君、8 番佐原佐百合君、9 番鈴木康広君、10 番須藤軍蔵君、11 番武田悦子君です。次に、議案第 27 号に反対議員は、4 番渡邊啓子君、6 番松本昇君、7 番本多保夫君、以上です。

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 次に、追加議事日程を配付いたします。（追加議事日程 配付）

配付漏れございませんか。（なし）

ただいまお手元に配付いたしましたとおり、議案第 44 号「大玉村農業サポートセンターにおける指定管理者の指定について」が提出されました。

ここで、議会運営委員長の報告を求めます。10 番。

○議会運営委員会委員長（須藤軍蔵） 追加提出されました案件につきまして、本日 3 月 7 日午前 11 時 43 分より第 1 委員会室におきまして、議会運営委員会を開催しました。調査をいたしました。その経過と結果について、ご報告を申し上げます。

委員会は、議長出席の下、全委員出席、さらに当局から総務部長の出席を求めて、追加提出議案の概要の説明を受け、調査をいたしました。

村長提出の追加議案の内容は、指定管理者の指定案件 1 件であります。

協議の結果、日程に追加して審議すべきとの全委員一致をもったの決定をいたしましたところであります。何とぞご審議の上、ご賛同賜りますようお願いを申し上げまして、報告といたします。

○議長（押山義則） ただいま議会運営委員会委員長報告のとおり、議案第 44 号「大玉村農業サポートセンターにおける指定管理者の指定について」が提出されました。

お諮りいたします。

議案第 44 号を順番に日程に追加し、追加日程第 1 として議題にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、議案第 44 号を日程に追加し、追加日程第 1 として議題とすることに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 追加日程第 1、議案第 44 号「大玉村農業サポートセンターにおける指定管理者の指定について」を上程いたします。

事務局職員に朗読させます。事務局。

○書記（牧野敏雄） 別紙議案書により朗読。

○議長（押山義則） 事務局職員の朗読が終わりました。

村長より提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（押山利一） 令和7年第1回大玉村議会定例会追加議案の提案理由説明を申し上げます。

追加提案しますのは、指定管理者の指定1件であります。

それでは、議案第44号、大玉村農業サポートセンターにおける指定管理者の指定について申し上げます。

大玉村農業サポートセンターの指定管理者の指定について、地方自治法（昭和22年法律67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称は、大玉村農業サポートセンターであり、指定管理者となる団体の名称は、一般社団法人大玉村農業振興公社とし、指定の期間を令和7年4月1日から令和12年3月31日までとするものであります。

提案理由の説明の補足をさせていただきますが、この指定管理については3年前の6月の議会に上程をして議決をいただいたということがありましたので、6月まで、5月末までの期間というふうに期間を見誤ったということがありまして、ただ、念のため確認しましたら3月31日までだったということで、大変申し訳ございませんが、今回これを議案として追加提案をさせていただきました。

今後はこのようなことのないようにしっかりと事務処理をまいりますので、よろしくご審議をお願い申し上げます。

以上です。

○議長（押山義則） 提案理由の説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（押山義則） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第44号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 以上で日程による議事が終了しましたので、本日の会議を閉じ、散会いたします。ご苦労さまでした。

（午後2時45分）